

smile!
住まいるカフェ 伝言板 第94回

2023年9月19日(火)開催 開催報告とお役立ち情報

仙台市法務局 民事行政部供託課 遺言書保管官 米内純代先生による
「自筆証書遺言書保管制度について」開催

皆さん こんにちは。住まいるカフェです。9月19日(火)に第94回の住まいるカフェを開催いたしました。

9月も中旬を過ぎたというのに30度越えの暑い日でしたが、12名の来場者とオンラインの参加者の方々にご参加いただきました。

今回は仙台市法務局の民事行政部供託課 遺言書保管官の米内純代先生に遺言書の保管制度についてお話をいただきました。



遺言とは

① そもそも遺言とは

遺言とは、自分が生涯をかけて築き、かつ守ってきた大切な財産を最も有効・有意義に活用してもらうために行う、遺言者の意思表示です。

② 遺言のできること

- ・遺産の処分方法を指定する。
- ・子を認知する
- ・推定相続人を廃除する
- ・遺言執行者を指定する

③ 遺言のメリット

相続人間の無用な争いが防止され、遺産の処分をスムーズになる

自筆証書遺言書保管制度とは

- ① 自筆証書遺言に係る遺言書を法務局(遺言保管所)においてお預かりする制度です。

詳しい内容については法務省のホームページをご確認ください。

法務省のホームページ

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



法務局手続案内予約サービス専用ページ

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

お問い合わせは

仙台法務局民事行政部供託課 (庁舎4階)

仙台市青葉区春日町7番25号

TEL 022-225-5735

ご予約
お問合せ
はこちら

通話
無料

0120-177-165

Eメール: sendai@grand-unilife.com

高齢者住宅
情報プラザ
Grand-UniLife

〒980-0021
仙台市青葉区中央
1-10-1
ビュームスファイブ7F

高齢者プラザ

検索